

岐阜市と三井住友海上火災保険株式会社、MS&AD インターリスク総研株式会社との
通学路の安全の推進に関する連携協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）と
MS & AD インターリスク総研株式会社（以下「丙」という。）とは、次のとおり連携に関する
協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、相互の連携を強化し、安心・安全な通学路の推進に向けて取り組むことで
地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を連携して
取り組むものとする。

- (1) 通学路の安全に関すること
 - (2) 自動車・自転車の安心安全利用の促進に関すること
 - (3) その他、地域の交通安全の推進に資する取組に関すること
- 2 甲、乙及び丙はドライブレコーダーデータ提供について乙を主体として連携・協力して取り
組むものとする。
- 3 甲、乙及び丙は事故発生リスク A I アセスメント（リスク評価）の提供について丙を主体と
して連携・協力して取り組むものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、前各項に定める連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行い、
具体的な取組を決定するものとする。
- 5 甲、乙及び丙は、第 1 項から第 3 項までに定める連携事項の実施に当たり、相手方から協力
の要請があった場合は、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

（実施方法等）

- 第 3 条 前条第 4 項に定めるもののほか、連携事項の実施方法その他の実施条件については、
その都度、甲、乙及び丙で協議の上、決定する。
- 2 連携事項の実施に係る費用はドライブレコーダーデータ提供について原則無償とし、その他
については、前項で定める協議において決定するものとする。

（秘密保持）

- 第 4 条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、
第 1 条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく
第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。
- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの
故意又は過失によらずして公知となったもの
 - (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報
を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
 - (3) 法令により開示を求められたもの
- 2 甲、乙及び丙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（反社会的勢力の排除）

- 第 5 条 乙及び丙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する
蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、甲は何らの催告を要せず本協定を解除する
ことができる。なお、甲が本条の規定により本協定を解除した場合、乙及び丙に損害が
生じて甲は賠償責任を負わない。
- (1) 乙又は丙の役員若しくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「役職員等」と
いう。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動

- 標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）
である、又は反社会的勢力であった場合
- (2) 乙又は丙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務
提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、乙又は丙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難
されるべき関係をもっている場合
 - (4) 乙又は丙の役職員等が、自ら又は第三者を利用して、甲に対して暴行、傷害、脅迫、
恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

（有効期間）

- 第 6 条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、
当該有効期間の満了日の 1 箇月前までに甲、乙及び丙のいずれかからも本協定の解約の申出
がないときは、当該有効期間が満了する日から 1 年間、有効期間を更新し、そのあとも同様
とする。
- 2 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の 1 箇月前までに書
面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

（協議）

第 7 条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈又は履行につき疑義を生じた場合は、甲、
乙及び丙にて誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の証として本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が署名のうえ、各自 1 通を保有
する。

令和 6 年 6 月 21 日

甲：岐阜県岐阜市司町 40 番地 1

岐阜市

代表者 岐阜市長 柴橋 正直



乙：（所在地）岐阜県岐阜市吉野町 6－31

（団体名）三井住友海上火災保険株式会社

（代表者）岐阜支店長 柳野 幹一郎



丙：（所在地）東京都千代田区神田淡路町 2－105

（団体名）MS&AD インターリスク総研株式会社

（代表者）代表取締役社長 一本木 真史

